

# 酒税法

## 本試験問題

〔第一問〕問1(3)  
 (3) 保税地域から酒類が引き取られる場合の酒税の申告の取扱いについて述べなさい。

〔第一問〕問2  
 問2  
 酒税法第30条の6に規定する納期限の延長に関し、酒類を保税地域から引き取りようとする者が特例輸入者である場合と、特例輸入者以外の者である場合における取扱いの相違点について述べなさい。

〔第二問〕B  
 B  
 濃縮したりんご果汁(含有する糖類の重量180kg)に水及びぶどう糖(転化糖換算後の重量30kg)を加えて発酵させた酒類900ℓ(アルコール分11.0度、エキス分6.0度)に、ぶどうを煮詰めたもの(含有する糖類の重量100kg)を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分40.0度)した酒類10ℓ(アルコール分40.0度)を加えた酒類910ℓ(アルコール分11.3度、エキス分5.9度)

〔第二問〕C  
 C  
 麦芽1,000kg、ホップ100kg、こうりゃん50kg、カラメル50kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分5.0度、エキス分4.0度)に、ホップ80kg、煮詰めたかぼちゃ20kg及びみそ20kgを加えて発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分4.0度、エキス分3.0度)

〔第二問〕D  
 D  
 麦500kg、麦こうじ200kg、麦芽100kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分50.0度)して水を加えた酒類(アルコール分46.0度、エキス分0.0度)

〔第二問〕E  
 E  
 米230kg、米こうじ120kg(こうじ米の重量100kg)、清酒かす30kg、アミノ酸塩30kg及び水を原料として発酵させ、その液状部分とかす部分を分離した液状部分の酒類(アルコール分14.0度)に、麦、麦こうじ、とうもろこし及び水を加えた酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似する酒類(アルコール分14.0度、エキス分11.0度、アミノ酸度0.5、酸度1.0、当該酒類の重量10,000kg)

〔第二問〕G  
 G  
 麦芽10kg、糖類1,000kg、たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)300kg、ホップ30kg、とうもろこし10kg、カラメル10kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキス分3.0度)に、大麦及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分80.0度、エキス分0.0度)して加水したもの(アルコール分40.0度、エキス分0.0度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分8.0度、エキス分2.0度)

〔第二問〕資料7  
 7 商品Aについては、「上記6」の令和5年8月中の移出の内訳に、食品表示法第8条第1項の規定により取去された5本(容器の容量720mℓ)が含まれている。

## TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第一問〕3  
 3 甲株式会社は、当該製造場において製造した果実酒を酒類販売業者に販売しているほか、保税地域から課税引取り、当該製造場に移入後、自社の商標を表示した果実酒の酒類販売業者に対する販売も行っている。  
 甲株式会社が保税地域から果実酒(申告納税方式が適用される酒類に該当する。)を課税引取りする際の酒税の申告及び納付等に関する酒税法上の取扱いについて説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕2  
 2 甲株式会社は、毎月、複数の酒類販売業者に果実酒を課税移出しているが、主要な取引先である乙酒類販売業者の倒産によって果実酒の販売代金の回収が不能となり、納期限内に酒税を納付することは著しく困難となる見込みである。  
 この場合において、乙酒類販売業者の倒産に対して甲株式会社が適用できる酒税の納付に関する酒税法上の特例を説明するとともにその趣旨について述べなさい。

●直前予想答練〔第二問〕A  
 A  
 レモンの濃縮果汁2,000ℓ(転化糖分11.0)に、砂糖110kg、ぶどう糖100kg及び水を加えて発酵させた酒類3,000ℓ(アルコール分12.5度、エキス分6度)に、他の酒類製造者の製造場から課税移入した酒類(ぶどうの濃縮果汁を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分60度)した酒類50リットル(アルコール分60度、エキス分0.2度))、果糖300kg及び水を加えた酒類5,000ℓ(アルコール分8.1度、エキス分4.6度、当該酒類の重量5,000kg)

●直前予想答練〔第二問〕D  
 D  
 発芽大麦1,400kg、ホップ50kg、米700kg、こうりゃん300kg、ばれいしょ100kg、そば30kg、コーンスターチ200kg、カラメル4kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分9度、エキス分4度、発泡性あり)に、クロープ50kgを加えて発酵させた酒類(アルコール分10度、エキス分4度、発泡性あり)

●全国公開模試〔第二問〕B  
 B  
 麦1,500kg、ホップ80kg、麦こうじ500kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキス分4.0度)を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90.0度)し、水を加えた酒類(アルコール分36.0度、エキス分0.1度)

●実力完成答練 第2回〔第二問〕G  
 G  
 他の酒類製造者の製造場から課税移出された酒類(米1,000kg、米こうじ300kg(こうじ米240kg)及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分95度)した)もの500ℓ(アルコール分95度、エキス分0.1度)に、米200kg、とうもろこしこうじ650kg、砂糖100kg及び水を加えて発酵させた酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの5,000ℓ(アルコール分14.5度、エキス分5.5度、アミノ酸度0.6、酸度1.2、当該酒類の重量5,000kg)

●直前予想答練〔第二問〕G  
 G  
 発芽小麦1,000kg、大麦600kg、米こうじ360kg、かぼちゃ20kg、オレンジピール12kg、かき(牡蠣)8kg、フムロン5kg及び水を原料として発酵させた酒類5,700ℓ(アルコール分4度、エキス分3度、発泡性あり)に、大麦及び大麦こうじを原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90度)して水を加えた酒類300ℓ(アルコール分30度、エキス分0.1度)を加えた酒類6,000ℓ(アルコール分5.3度、エキス分2.8度、発泡性あり)

●全国公開模試〔第二問〕資料8  
 8 商品Cについては、令和5年8月1日に食品表示法第8条第1項(立入検査等)の規定により5本(容器の容量900mℓ)が取去された。

<p>〔第二問〕資料9 9 商品Dについては、「上記6」のほか、令和5年8月10日に何者かが100本（容器の容量720mℓ）を製造場から持ち去った。直ちに警察署に届け出ており、甲株式会社の責めに帰す事由はない。</p>	<p>●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料8 8. 商品Gについては、4の表のほか、令和5年8月16日に製造場に何者かが侵入し、24本（容器の容量900mℓ）を持ち去った。直ちに所轄警察署へ届出を行ったが、窃盗犯は不明なままである。 なお、甲株式会社の責めに帰す事由はない。</p>
<p>〔第二問〕資料10 10 商品Eについては、「上記6」のほか、従業員の過失により、令和5年8月30日に2,000mℓが滅失した。</p>	<p>●全国公開模試〔第二問〕資料11 11. 商品Fについては、令和5年8月中に従業員の不注意により、製造場内において、500ℓが腐敗した。 なお、製造場の所在地の所轄税務署長にその旨の届出書を提出している。</p>
<p>〔第二問〕資料12 12 商品Gについては、「上記6」の8月中の移出の内訳に、輸出酒類販売場において、令和5年8月29日に外国人観光客に試飲させた1,000mℓのほか、消費税及び酒税を免除して販売した酒類100本（容器の容量720mℓ）が含まれている。</p>	<p>●全国公開模試〔第二問〕資料7 7. 商品Bについては、令和5年8月10日に外国人旅行者に対して、輸出酒類販売場内で20本（容器の容量720mℓ）を無料で試飲させた。</p>
<p>〔第二問〕資料13 13 商品Hについては、「上記6」のほか、令和5年8月20日に輸出する目的で、100本（容器の容量720mℓ）を製造場から移出した。</p>	<p>●全国公開模試〔第二問〕資料9 9. 商品Dについては、令和5年8月13日に輸出の目的で3,000本（容器の容量1,800mℓ）を保税地域に向けて移出している。</p>